



2026年6月26日

各 位

会 社 名 : 大 日 精 化 工 業 株 式 会 社

代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 CEO 高 橋 弘 二

(コード番号 4116 東証プライム)

問 合 せ 先 : 専 務 執 行 役 員 駒 田 達 彦

TEL 03-3662-1638

「役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」の更新に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しに伴い、「役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」を更新することを決議しましたのでお知らせします。

記

I 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

a 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針の決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針は、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項であるとの認識に基づき、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）、役付執行役員及び経営の中核を担う者の中から招集権者が選任した者により構成される常務会で審議のうえ、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会で決議しております。

b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、株主総会で年額及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定を取締役に一任する旨を決議いただいたうえで、取締役会の委任に基づき取締役社長執行役員が、年額の範囲内で「取締役及び役付執行役員報酬規程」の定めに従い策定した原案を指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで決定することとしております。

当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬として基本報酬及び短期業績連動型報酬を、非金銭報酬として株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式報酬を支給することとし、職責及び業績を勘案し、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針としております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬として基本報酬のみを支給することとしております。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

① 基本報酬

基本報酬は、取締役としての監督機能の職責分と兼務する業務執行の職責分から成り、それぞれ役職、役位ごとに定めた定額のうち、次の合計額を12で除し、毎月定額で支給します。

イ 監督機能の職責に対する各定額の100%の合計額

ロ 業務執行の職責に対する各定額の65%の合計額

② 短期業績連動型報酬

代表権を有する取締役、会長職にある取締役及び執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、業務執行の職責に対する各定額の35%の合計額を「短期業績連動型報酬を算定するための標準額」とし、前事業年度の会社業績及び個人の貢献度を複数の指標で個人別に評価して決定した0%から200%の間の割合を乗じた金額を12で除し、毎月定額で支給します。

短期業績連動型報酬の算定に係る指標として、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が共通して責任を負う会社業績に関する指標として連結営業利益、ROEを選択しています。なお、連結営業利益については、本業の収益力を最もダイレクトに反映する指標であり、持続的な成長に向けた投資や株主還元を支える原資となるため選択し、ROEについては、株主資本をいかに効率的に活用して利益を上げたかを評価する指標であり、中期経営計画においても重要なKPIであるため選択しております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が共通して責任を負うこれら指標と、担当する職務ごとの責任に対するその他の指標を複数組み合わせることにより、個人の貢献度を適切に評価し、その結果算定された0%から200%の割合を「短期業績連動型報酬を算定するための標準額」に乗じて個人別の短期業績連動型報酬の額を算定します。

(c) 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

代表権を有する取締役、会長職にある取締役及び執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、非金銭報酬等として、株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式報酬を支給します。株式報酬制度の目的、概要については以下のとおりです。

① 株式報酬制度の導入目的

当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付することにより、当社の株価向上と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）と株主とのより一層の価値共有を進めることを目的とします。

② 株式報酬制度の概要

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、原則として毎事業年度、年額50百万円を上限として、譲渡制限付株式の付与を目的とする金銭報酬債権（以下単に「金銭報酬債権」という。）を支給し、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その全額を現物出資として払込み、当社から、年間の上限を120,000株（2025年11月10日開催の取締役会の決議により、2026年4月1日より普通株式1株につき4株に株式分割しており、分割前の株式数は30,000株であります。）として普通株式の発行又は処分を受けることとします。

なお、当該普通株式の発行又は処分に際して、当社と社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で、①社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、一定期間、割当てを受けた当社普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、及び、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとします。

イ 金銭報酬債権の具体的な支給額と支給時期、及び当該株式の交付時期とその付与数の決定方法

金銭報酬債権は、中期経営計画の初年度においては、業務執行の職責分を100%とした金銭報酬額に非金銭報酬額を加えた総額の7.5%又は9%となる額を支給し、中期経営計画の2年目以降は、初年度に割当てた株式数を固定し、割当決議する取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で算定した額を支給します。中期経営計画の2年目以降に株式数を固定して金銭報酬債権の額を算定するのは、各社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が中期経営計画に対し責任を果たすことで企業価値を向上させるためのインセンティブとすることによります。

なお、譲渡制限付株式の付与を目的とする金銭報酬債権の支給時期は毎年6月とし、その全額を現物出資として払込みを受け、7月に譲渡制限付株式を付与します。

ロ 譲渡制限期間

取締役会があらかじめ、割当株式の譲渡制限期間を交付日から30年間と定め、当該期間中、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）は当該株式を譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこととしております。

ハ 地位喪失時の取扱い

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した場合、取締役会が正当と認める理由があるときを除いて、当該株式の全てを無償で返納することとしております。

ニ 譲渡制限の解除等

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が譲渡制限期間中に継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が終了したときに譲渡制限を解除することとしております。また、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合は、当社が定めた基準に基づいて譲渡制限を解除することとしております。

ホ 払込金額の決定

金銭報酬債権額に対する1株あたりの払込金額は、取締役会において割当決議をする日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とされない金額で当社取締役会が決議することとしております。

(d) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会の決議に基づき、取締役 社長執行役員がその具体的な個人別の報酬の額の決定について委任を受けるものとします。取締役 社長執行役員は、「取締役及び役付執行役員報酬規程」に基づき、役職及び役位をもとに、個人別の金銭報酬である基本報酬の額、短期業績連動型報酬を算定するための標準額、非金銭報酬である譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の額及び個人別の割当て株式数を決定します。短期業績連動型報酬の額については、上記(b)②に記載している指標への達成度合から、その具体的な報酬の額を決定します。

いずれの報酬の額決定についても、委任を受けた事項が適切に行使されるために、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に原案を諮問し、その答申を得たうえで決定します。

報酬の構成比率については、以下のとおりとしております。

	基本報酬	短期業績連動型報酬 (標準額の時)※1	譲渡制限付株式報酬のため の金銭報酬債権※2
取締役 会長	70.5%	20.5%	9.0%
取締役 会長執行役員	62.4%	28.6%	9.0%
取締役 社長執行役員	61.3%	29.7%	9.0%
上記以外の取締役	63.9%~68.6%	23.9%~28.6%	7.5%

※1：個人別に、標準額に対し0%~200%で変動するため、構成比が変わります

※2：中期経営計画の初年度は基本報酬と短期業績連動型報酬の標準額の合計に対し一定比率で金銭報酬債権を支給しますが、2年目以降は初年度に割当てた株式数を固定して、金銭報酬債権の額を算定するため、構成比率が変わります

c 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する株主総会決議の内容

(a) 金銭報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名）であります。

(b) 譲渡制限付株式報酬

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の額、及び譲渡制限付株式報酬として年間に発行又は処分できる株式数は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において、上記(a)金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、30,000株以内（2025年11月10日開催の取締役会の決議により、2026年4月1日より普通株式1株につき4株に株式分割しておりますので、分割後の株式数は120,000株以内に変更されております。）と決議いただいております。当該定めに係る社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であります。

II 監査等委員である取締役の報酬

a 監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針の内容の概要

当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬は、株主総会で年額及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定を監査等委員である取締役の協議によるものとする旨を決議し、年額の範囲内で、金銭報酬として基本報酬のみを支給することとしており、監査等委員である取締役の協議により定められた金額を12で除し、毎月定額で支給します。

b 監査等委員である取締役の報酬に関する株主総会決議の内容

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております、当該定めに係る監査等委員である取締役は3名であります。

以 上